

第 106 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 42 回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）仮議題
4-(2)	第 42 回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）主な検討議題
5-(1)	第 54 回 残留農薬部会（CCPR）仮議題
5-(2)	第 54 回 残留農薬部会（CCPR）主な検討議題
6-(1)	第 53 回 食品添加物部会（CCFA）議題
6-(2)	第 53 回 食品添加物部会（CCFA）概要
7-(1)	第 16 回 食品汚染物質部会（CCCF）議題
7-(2)	第 16 回 食品汚染物質部会（CCCF）概要

第 106 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 5 年 5 月 30 日（火）

10:00 ～ 12:30

場所：AP 虎ノ門 A ルーム
（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第42回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）
- ・ 第54回 残留農薬部会（CCPR）

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第53回 食品添加物部会（CCFA）
- ・ 第16回 食品汚染物質部会（CCCF）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

令和 5 年 4 月 18 日現在

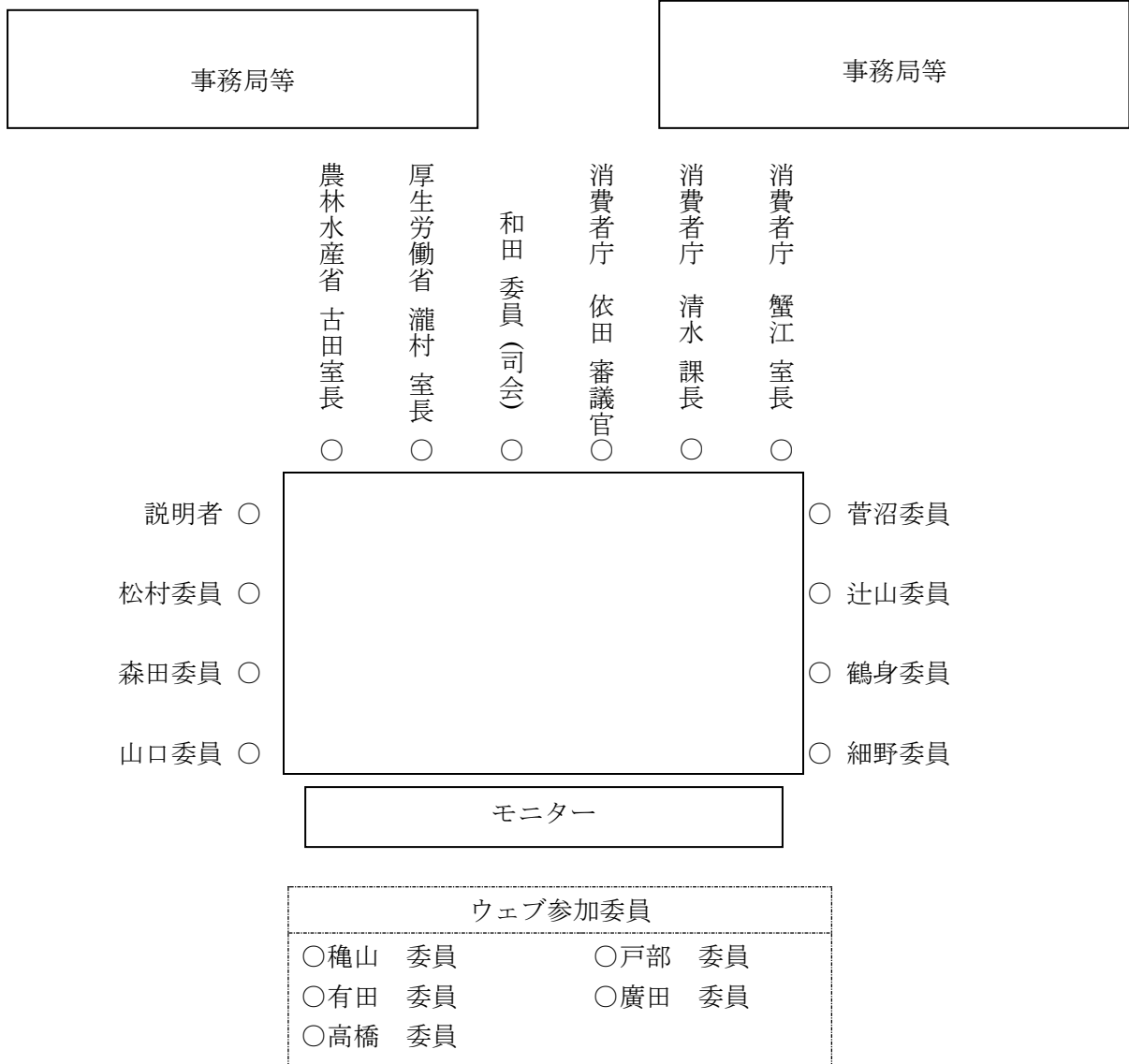
(敬称略 50 音順)

あきやま 磯山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
ありた 有田	よしこ 芳子	主婦連合会 常任幹事
くまがい 熊谷	ひ と み 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
こばやし 小林	ゆう 優	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 参与
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つる み 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
と べ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 会員
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ほその 細野	ひでかず 秀和	サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部 品質保証推進部 専任部長
まつむら 松村	まさひこ 雅彦	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
もりた 森田	ま き 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わ だ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 106 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 5 年 5 月 30 日（火）10:00 ～ 12:30

AP 虎ノ門 A ルーム



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 42 回分析・サンプリング法部会

日時：2023 年 6 月 13 日（火）～6 月 16 日（金）、6 月 20 日（火）

場所：ブダペスト（議長国：ハンガリー）

報告書採択のみバーチャル会合形式にて実施

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析法条項及びサンプリングプランの承認
4	分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新
4.1	油脂の分析法の点検・更新
4.2	穀類・豆類の分析法の点検・更新
4.3	加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新
5	情報提供文書：測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004）
6	サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改定（ステップ 7）
7	複数の Type III 分析法から Type II 分析法を選択するための規準に関する討議文書
8	分析法に関する国際機関間会合の報告
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

第 42 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）の主な検討議題

日時：2023 年 6 月 13 日（火）～6 月 16 日（金）、6 月 20 日（火）

場所：ブダペスト（ハンガリー）（報告書採択（6 月 20 日）はバーチャル会合形式）

主要議題の検討内容

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項（文書未達）

A. 総会等からの全般的決定事項

第 44 回総会において、測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004、以下「CXG 54」という。）の改定案がステップ 8 で採択されたこと、サンプリングの一般ガイドライン（CXG50-2004、以下「CXG 50」という。）の改訂原案がステップ 5 で採択されたこと等が報告される予定である。

B. その他部会からの付託事項

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）、アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）及び各食品部会で検討された分析法やサンプリングプランについて、CCMAS の検討・承認が求められ、議題 3 で議論される予定である。

仮議題 3: コーデックス規格中の分析法条項及びサンプリングプランの承認（文書未達）

個別の食品規格等を含めることが目的とされる分析・サンプリング法について、他の部会の提案と依頼に応じて検討・承認を行うことが CCMAS への付託事項（Terms of Reference; ToR）の 1 つに定められている。CCMAS は、手続きマニュアルに定める分析法の選定規準に従い、個別食品部会等から提案された分析・サンプリング法が適切かを検討し、承認の可否を判断する。情報収集に努め、我が国における検査等への影響も踏まえ、科学的に妥当な分析・サンプリング法が承認されるように対処したい。

第 42 回 CCMAS では、以下の食品規格の条項となる分析法の検討・承認が求められる予定である。

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）関係

・ 乳児用調整乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格案（CXS 72-1981）

ビタミン B₁₂、総アミノ酸（タウリン、トリプトファンを除く）、トリプトファンの分析法

アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）関係

・ 乾燥肉の地域規格案

水分、粗脂肪、粗タンパク質、食塩の分析法

北米・南西太平洋地域調整部会（CCNASWP）関係

- ・ 発酵させたノニ果実飲料の地域規格案

糖度、pH、エタノールの分析法、スコポレチン、デアセチルアスペルロシド酸の分析法

- ・ 飲料用カヴァ製品の地域規格案

生鮮及び乾燥カヴァ中のカヴァラクトン及びフラボカビンの分析法

アジア地域調整部会（CCASIA）関係

- ・ バチルス属（*Bacillus species*）を使って発酵させた大豆製品（納豆を含む）の地域規格原案

水分、タンパク質、脂質の分析法

- ・ 植物の葉で包んだ調理米（cooked rice wrapped in plant leaves）の地域規格案

過酸化物質

等

（対処方針）

手続きマニュアル及び情報提供文書（CXS 234 に収載される方法の提案、検討、承認に係る包括的ガイドライン）に従い、分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によってCXS 234 に収載されるように対処したい。

仮議題 4： 分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の点検・更新

仮議題 4.1： 油脂の分析法の点検・更新

（経緯）

第 38 回 CCMAS で、分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999、以下「CXS 234」という。）の点検・更新について、作業可能なパッケージごとに作業を行っていくことに合意したことを契機として、点検作業が続いているもの。

第 39 回 CCMAS は、CXS 234 に収載されている油脂の分析法の点検と更新を米国油化学会（AOCS）の協力の下進めることに合意した。

第 40 回 CCMAS は、オランダを議長国とする電子的作業部会（EWG）を設置し、CXS 234 の見直し及び更新を続けることに合意した。

第 41 回 CCMAS は、ファットスプレッド及びブレンドスプレッドに関するいくつかの規定（油脂、魚油、名前のついた動物油、名前のついた植物油）に関する修正や、引き続き EWG（議長国：オランダ）を設置し、CXS 234 の見直し及び更新を続けることに合意した。

第 42 回 CCMAS では、油脂部会（CCFO）による見直し結果等を踏まえ、EWG が点検した結果について議論がされる予定である。例えば、以下のような変更案が CCMAS に提案される見込みである。

- ・ CCMAS が策定した情報提供文書にまとめられた規則を踏まえた正確化・適正化を図る観点等から、魚油中のビタミン A 及び D の分析法（EN 12823-1、NMKL 167）

やオリーブ油及び精製オリーブ粕油中の鉛の分析法（AOAC 994.02、ISO 12193、AOCS Ca 18c-91）に関する修正。

仮議題 4.2：穀類・豆類の分析法の点検・更新

（経緯）

第39回CCMASは、CXS 234に収載されている穀類及び豆類の分析法の点検と更新をアメリカ穀物科学者研究会（AACCI）*の協力の下進めることに合意した。

第40回CCMASでは、AACCIが提案したグルテンフリー食品の分析法の見直し案について議論した。議論の結果、グルテン不耐症の人向け特殊用途食品の使用に関する規格（CXS 118-1979）が広範囲の食品をグルテンフリー表示の対象としていることを鑑み、CCNFSDUに検討を求めることに合意した。

第41回CCMASでは、点検・更新をするにあたり必要が生じない限りは新しい分析法は追加しない方針が明確にされた。また、EWG（議長国：カナダ）を設置し、SDOs（AACCI、AOAC、ISO）と連携して作業を継続することに合意した。

第42回CCMASでは、CXS 234に収載されている穀類・豆類の分析法について、EWGが検討結果に基づき提案した、以下を含む修正や課題等について議論される予定である。

- ・ CXS 234における記載の正確化・適正化を図る観点等から、キノア中のタンパク質の分析法（ISO 20483、ISO 1871）や小麦粉の灰分の分析法（AOAC 923.03、ISO 2171、ICC 104/1）等の修正について（修正案の承認を提案）。
- ・ CXS 234において、灰分やタンパク質、脂質等の定量時に必要な水分補正のための水分分析法が規定されていないことについて、CXS 234において規定する必要があるか否かについて。
- ・ 品目特有の水分補正のために必要な水分分析法の特定要件をCXS 234の脚注に記載することで目的を達成できるか否かについて。
- ・ 他の規格条項（灰分、脂質、タンパク質等）の確立に資する水分分析法の必要性を特定するための手法に関するガイダンスを提供することについて。
- ・ 製品の分類のために個別に規定される方法の代わりに一般的な方法を用いても良いか（例：粒子径）について。
- ・ 既に分析法が利用できない状態にある等の理由により、更新が提案されているが、その代わりとなる新たな方法が特定できない分析法（Appendix II）やSDOsから提案されたCXS 234に記載される可能性のある分析法（Appendix III）の扱いについて、今後、作業部会で再考する必要があるか否かについて。

*現在は穀物協会（Cereals & Grains Association）に名称が変更されている。

仮議題 4.3：加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新（文書未達）

（経緯）

第41回CCMASは、EWG（議長国：米国）を設置し、CXS 234に収載されている加工果実・加工野菜の分析法の点検と更新を開始することに合意した。

第42回CCMASでは、EWGで点検した結果について、議論される予定である。

(対処方針)

手続きマニュアル及び情報提供文書に従い、分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって CXS 234 に収載されるよう対処したい。

仮議題5. 情報提供文書：測定の不確かさのガイドライン (CXG 54-2004)

第37回CCMASにおける測定の不確かさの推定手順に関する事例集作成の議論を契機として、測定の不確かさのガイドライン (CXG 54) の改定が提案された。

第39回CCMASにおいて、CXG 54の改定と合わせ、事例についての情報提供文書があると理解に役立つとの議論があり、第40回CCMASにおいて、測定の不確かさの推定方法の事例について情報提供文書を作成することが合意された。

第41回CCMASでは、ドイツが作成した原案について議論がなされ、CXG 54改訂案については最終採択のため総会へ諮ることが合意され、その後、第44回総会により最終採択された。一方、情報提供文書については、これまでの会合においてほぼ議論されていないが、CXG 54の修正内容を踏まえ、各国に意見を求めつつドイツが継続して作成を検討することが合意された。

第42回CCMASでは、ドイツが作成した修正案について検討し、検討された文書を情報提供文書としてコーデックスのウェブサイトに掲載することへの合意が求められる。

(対処方針)

科学的に正確かつ利用者にとって分かりやすいものとなるよう対処したい。なお、本文書はあくまでガイドラインへの理解を深めるための参考情報の提供を目的として作成が検討されているものであり、本文書に示された推定方法等がコーデックス委員会により推奨等されたものであるとの誤解を生じないように留意しつつ、慎重に検討した上で対処したい。

仮議題6. サンプルングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の改定 (ステップ7)

(経緯)

第34回魚類・水産製品部会 (CCFFP) から、CXG 50は難し過ぎるので分かりやすくして欲しいとの意見が提出され、よりユーザーフレンドリーなガイドラインにすることを目指して始まった議論である。

CXG 50は、サンプルングの考え方とその理論を、統計学を基本として記述した一般ガイドラインである。実際の利用者として想定される多くの加盟国政府職員や輸出入業者等には統計学の知識が十分でなく、CXG 50を理解し利用することが困難であるため、「難し過ぎる」との意見が提出されたものと考えられる。

第39回CCMASで、コーデックス規格への適合性を評価する際に適切な統計学的サンプルングプランの選択に責任を持つ者を助けるため、CXG 50を改定することが合意された。

第40回CCMASでは、サンプルングプランの検討において統計学的サンプルング理論における生産者危険と消費者危険のバランスをどこまで追及するか等の基本的事項について議論があり、統計学的根拠は重要であるが実行可能性も検討する必要があること、

同値であることを確保するよりも公平性を確保する必要があること等の基礎的事項について合意された。また、補助文書（サンプリングプランアプリを含む電子ブック）の取扱いについても議論され、ガイドライン本体と切り離したものとすべき旨の見解が事務局から示されたが、CXG 50の改定案と合わせて検討することが必要とされた。

第41回CCMASでは、ガイドライン中の用語の定義や用語の使い方が議論された。また、改定されたCXG 50は補助文書（サンプリングプランアプリを含む電子ブック）とともに、個別食品部会並びに加盟国政府が使用するためのパッケージとして提示されること、EWG（議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ）を再設置し、継続検討すること等が合意された。なお、CXG50改定案は、第44回総会で予備採択（ステップ5）された。

第42回CCMASでは、CXG 50改定案（appendix I）を最終採択に向けて総会へ諮ること、また、EWGを再設置し、情報提供文書（サンプリングプランアプリを含む電子ブック）の開発を継続することへの合意が求められている。

（対処方針）

可能な限り現行ガイドラインと整合をとりつつ、科学的に正確で、使用者にとって分かりやすいガイドラインとなるよう対処したい。具体的には、以下の事項が含まれる。

- ・ 既存の規格やガイドラインにより定義され、明確に使用されている専門用語との整合をとること。
- ・ 文書構造上適切な場所において、必要な専門用語の定義を一括して行うこと。これにより、文書全体を通じて定義された専門用語が一貫して使用されることを担保するとともに、ガイドライン読者の便利を図ること。
- ・ 本作業の開始時点において、新規作業提案文書により合意されていない事項（例えば、再検査（Reinspection）等）については、本ガイドラインの改定には含まれないようにすること。

仮議題7. 複数のTypeIII分析法からTypeII分析法を選択するための規準に関する討議文書

（経緯）

第40回CCMASにおいて、CXS 234の点検及び更新をするにあたり、複数のType III分析法が存在する場合に、それらの中からType II分析法（Type IIとしては1つの分析法しか承認できない）を選定するための規準を検討する必要が認識された。

第41回CCMASでは、EWGで準備された規則等について議論がなされ、選択の規則はケースバイケースに適用することができることを注釈に加えること等が明確になるとともに、通常の実験室条件での適用可能性や経済的なコスト等も考慮にいれるべきとの指摘がなされた。

第42回CCMASでは、EWGの議長国を務めたスイスが再検討した討議文書について、議論がなされる予定。なお、Type II分析法の選定規準として、以下の点が挙げられている（選定規準は上から順番に検討する。）。

- ・ 対象とする品目そのもので妥当性確認されていること

- ・ より広範囲の品目で妥当性確認されていること
- ・ 選択性がより高いこと
- ・ 精度がより良いこと
- ・ 認証標準物質が妥当性確認に用いられていること

(対処方針)

今まで、Type II 分析法の選定は、CCMAS における専門家の判断により行われてきた。その際の判断基準としては、上記以外にも、

- ・ 使用する試薬等の安全性がより高いこと（例えば、重金属や塩素系溶剤を使用しない分析法が好まれる）
- ・ 倫理的な問題がより低いこと（例えば、実験動物を用いない分析法が好まれる）
- ・ 経済的に低コストであること（例えば、高価な誘導結合プラズマ質量分析装置よりも、より安価で途上国でも普及している原子吸光度計を用いる分析法が好まれる）

といったことも総合的に考慮されていたが、現行案ではこれらについて記述がされていない。また、判断の際には上記の条件の間には優劣はなかった。

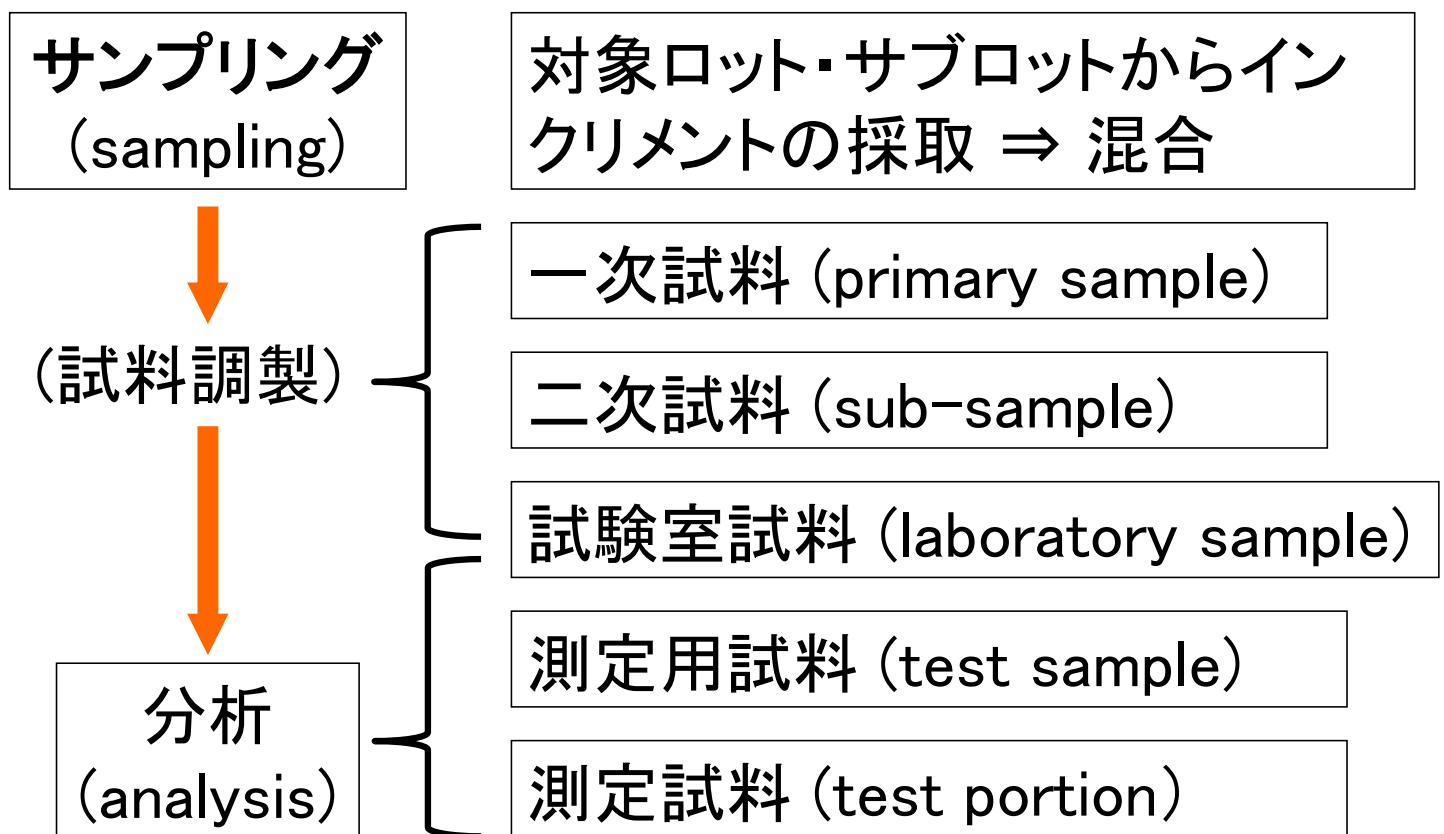
したがって、科学的に適切な分析法が選定されることはもちろんのこと、過去にCCMAS が行ってきた判断との一貫性についても考慮した上で対処したい。

コーデックス委員会 第42回分析・サンプリング法部会



農林水産省

サンプリングから分析開始までの流れ



(参考)

Eurachem Measurement uncertainty arising from sampling:2007

JIS K 0211: 2013 分析化学用語(基礎部門)

12

サンプリング

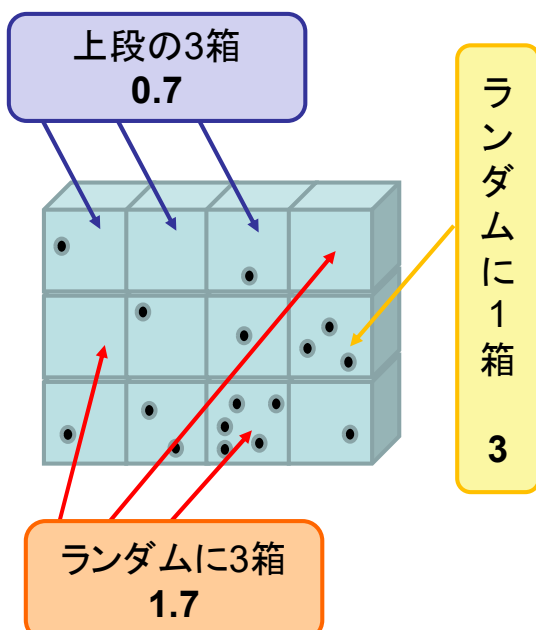
- 特に、輸出入において分析を行う必要
 - 安全 (重金属、かび毒、**残留農薬、有害微生物等**)
 - 品質等の面でも必要
- 全量検査はできない
 - 食べるものがなくなってしまう
- 一定割合、一定数、一定量など採取し、分析
→ サンプリング

分析・サンプリング法部会
では扱わない

2

サンプリングプラン

箱1個あたり、黒い点
は何個ある？



- サンプリングプランが違えば
同じ方法で分析しても結果
が異なる可能性
- 食品の種類や分析したい物
質により、適切なサンプリ
ングプランを選択
- 統計学に基づき検討するこ
とが有効
- 行きあたりばったりでサン
プリングプランを決めてはい
けない

3

- 目的
 - コーデックス規準への適合を検査するときに、公正で妥当なサンプリングの手続きを保証できるよう、本GLを作成
 - 各国の法律や技術的アプローチ、結果の解釈に依存することを回避
- 本GLの中で、サンプリングの基本コンセプトと、それらの理論を記述
 - 統計学の知識を持った人には難しくないが、そうでない人には内容の理解や本GLの利用が困難
(読者として政府職員、輸出入業者が想定される)

4

サンプリング関連議題

- サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の改定 (議題6)
 - 既存の規格やGLで既に定義され、使用されている専門用語との整合をとること
 - 作業開始時点に、新規作業提案文書により合意されていない事項については、本GLの改定に含まれないようにすること
 - 例えば: 再検査 (Reinspection)

5

分析結果を得るのに必要な手順＝分析法

(例)

①試験室試料の一部を
採取 (test portion)

②前処理

分析したい化学物質が
良く溶ける溶媒を加え、
粉碎し、よく混ぜる

遠心分離機などで固体
成分を除く

↓
目的の化学物質以外を
大まかに除去

↓
濃縮、乾固

↓
分析可能な化合物に変化させる

③分析機器に供する

例: ガスクロマトグラフ質量分
析計 (GC/MS) など

④計算・算出

6

国際的に通用する分析データとは

- 妥当性確認された分析法を使用

➤ いつでも、どこでも、だれが測定しても、同じような
結果が得られる (分析値のバラツキが一定の範囲)
ことが検証された分析法

同じ試料を分析しても、分析法が違えば、
分析値は異なるかも知れない

- 品質保証の取組をしている分析機関で測定

➤ 内部品質管理、技能試験、第三者認定

品質保証の取組をしていない分析機関のデータは、
信用してよいかわからない

7

食品名	条項(分析対象)	分析法	分析原理	分析法のタイプ
<i>Commodity</i>	<i>Provision</i>	<i>Method</i>	<i>Principle</i>	<i>Type</i>
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Moisture	ISO 712:1998 ICC Method No 110/1 (1986)	Gravimetry	I
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Particle size (granularity)	AOAC 965.22	Sieving	I
Degermed maize (corn) meal and maize (corn) grits	Protein	ICC Method No 105/1 (1986)	Titrimetry, Kjeldahl digestion	I
Durum wheat semolina and durum wheat flour	Ash (semolina)	AOAC 923.03 ISO 2171:1993	Gravimetry	I
Durum wheat semolina and durum wheat flour	Moisture	ISO 712:1998 ICC Method 110/1 (1986)	Gravimetry	I
Durum wheat semolina and durum wheat flour	Protein (N x 5.7)	ICC Method No 105/1	Titrimetry, Kjeldahl digestion	I
Instant Noodles	Extraction of oil from instant noodles	described in the standard	Gravimetry	I
Instant Noodles	Acid Value	described in the standard	Titrimetry	I
Instant Noodles	Moisture	described in the standard	Gravimetry	I
Maize (corn)	Moisture	ISO 6540:1980 (confirmed 1994)	Gravimetry	I
Peanuts (raw)	Aflatoxins, total	AOAC 991.31	Immunoaffinity column (Aflatest)	II
Peanuts (raw)	Aflatoxins, total	AOAC 993.17	Thin layer chromatography	III
Peanuts (intended for further processing)	Aflatoxins, total	AOAC 975.36	Romer minicolumn	III
Peanuts (Cereals, shell-fruits and derived products (including peanuts))	Sum of aflatoxins B ₁ , B ₂ , G ₁ and G ₂	EN 12955 : 1999-07 ISO 16050:2003	HPLC with post column derivatization and immunoaffinity column clean up	III
Peanuts (intended for further processing)	Aflatoxins, total	AOAC 979.18	Holaday-Velasco minicolumn	III
Pearl millet flour	Ash	AOAC 923.03	Gravimetry	I
Pearl millet flour	Colour	Modern Cereal Chemistry, 6th Ed., D.W. Kent-Jones and A.J. Amos (Ed.), pp. 605-612, Food Trade Press Ltd, London, 1969.	Colorimetry using specific colour grader	IV 8

Codexにおける分析法の分類

- コーデックス規格の分析条項(provision)のための分析法
- 校正やルーチンの検査、規制(regulatory purposes)に使える

Type I Defining Methods

- ✓ 分析法の定義自体により分析値を決定づける
- ✓ 1つのマトリックス/アナライトについて1分析法のみ承認
例: 水分の分析法(常圧、○℃で、○時間加熱した減量)
特定の変換係数を用いて計算

Type II Reference Methods

- ✓ 紛争解決や校正のために使用が推奨される参照法
Type III法から1つ選択。Type I法がある場合は採用されない。
- ✓ 1つのマトリックス/アナライトについて1分析法のみ承認

Codexにおける分析法の分類(続き)

Type III Alternative Approved Methods

- ✓ Codexの要求に適合している分析法
(複数試験室での妥当性確認がされている)
- ✓ 管理、検査、規制のための分析に用いられる
- ✓ 複数の方法を承認可能

Type IV Tentative Methods

- ✓ Type I～III分析法ではないもの
- ✓ 従来使われていた分析法、最近開発された分析法
- ✓ Codexの分析法の性能規準に適合するかデータが不足
(複数試験室で妥当性確認がされていない)

10

分析法関連議題(1)

- コーデックス規格の分析法の承認(議題3)
 - 文書未達
- 栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)関係
 - 乳児用調整乳及び特殊医療用乳児用調製乳の規格(CXS 72-1981)
- アフリカ地域調整部会(CCAFRICA)関係
 - 乾燥肉の規格案
- 北米・南西太平洋地域調整部会(CCNASWP)関係
 - 発酵させたノニ果実飲料の地域規格案
 - 飲料用カヴァ製品の地域規格案
- アジア地域調整部会(CCASIA)関係
 - バチルス属(*Bacillus species*)を使って発酵させた大豆製品(納豆を含む)の地域規格案
 - 植物の葉で包んだ調理米(cooked rice wrapped in plant leaves)の地域規格案

分析法関連議題(2)

- 分析・サンプリング法規格(CXS 234-1999)の点検・更新(議題4)

かつて承認されたときから時間が経っており、新しい分析法が利用可能／古い分析法が廃止などが完全には反映されておらず、点検・更新を行う必要。

- 油脂の分析法の点検・更新(4.1)
- 穀類・豆類の分析法の点検・更新(4.2)
- 加工果実・加工野菜の分析法の点検・更新(4.3)

12

分析法関連議題(3)

- 複数のType III分析法からType II分析法を選択するための規準(議題7)
 - 「Type III分析法からType II分析法を選択する」と言われても、どれを選んだらいいのかわからない
 - そもそも、そうになってないものもある(複数Type IIがあったり、Type IIIがあるのにType IIがなかったり)
 - 今までは、個別品目部会からの提案に基づき、CCMASで専門家が判断していた
 - ある程度、ルールを決めた方がいいのでは?という提案
- 論点
 - Type III分析法からType II分析法を選択する際の判断基準はどうするか。また、その優先順位はどうするか。

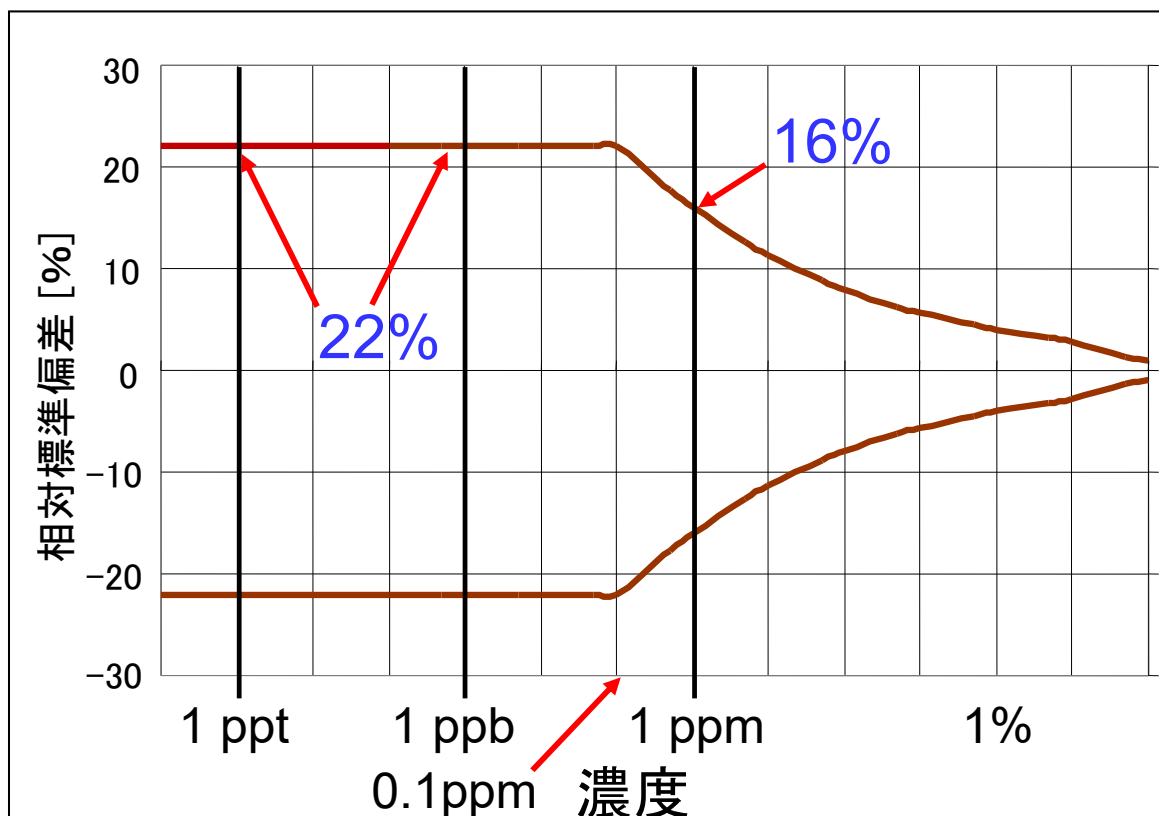
13

分析値のばらつきについて

- 同じものを**何度も分析**すると、その分析値は**ばらつき**、正規分布を示す。
- 化学物質の分析では、**試験室間での再現性**については、食品の種類や分析対象の化学物質の種類、分析法ではなく、**分析対象の成分の濃度に依存**することが報告されている。

14

修正Horwitz式



Thompson, M., Analyst, 125, 385-386 (2000)

15

測定の不確かさ(1)

- 測定値からどの程度のばらつきの範囲内に「真の値」があるかを示す尺度

※粗雑な手法で分析をするということではない

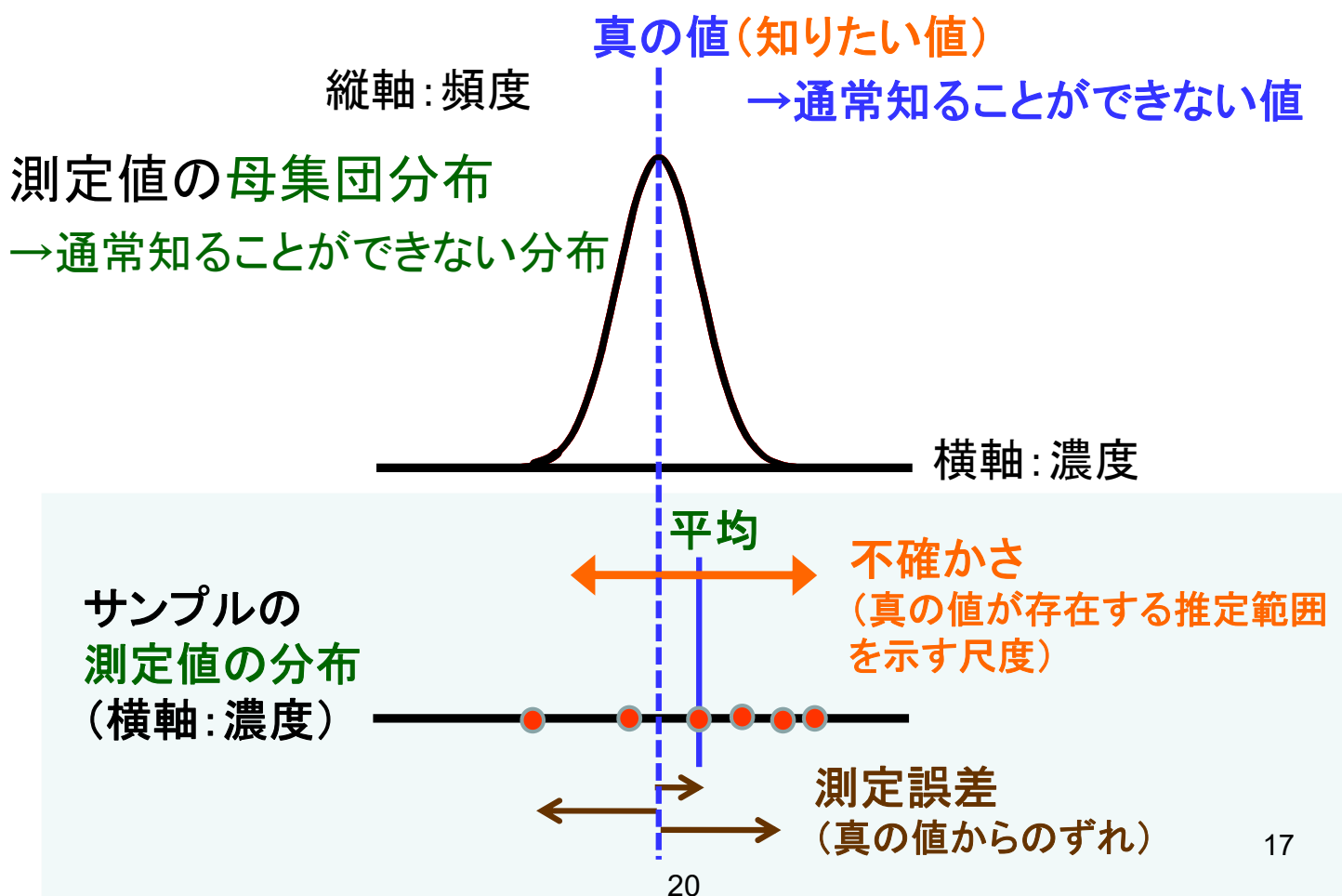
- 実際には、分析の「確かさ」を示すもの
- 実験データ及び統計解析で求められる

<参考>

"International vocabulary of basic and general terms in metrology", ISO 1993, 2nd Edition.

16

「測定の不確かさ」と「測定誤差」の違い



17

測定の不確かさ(2)

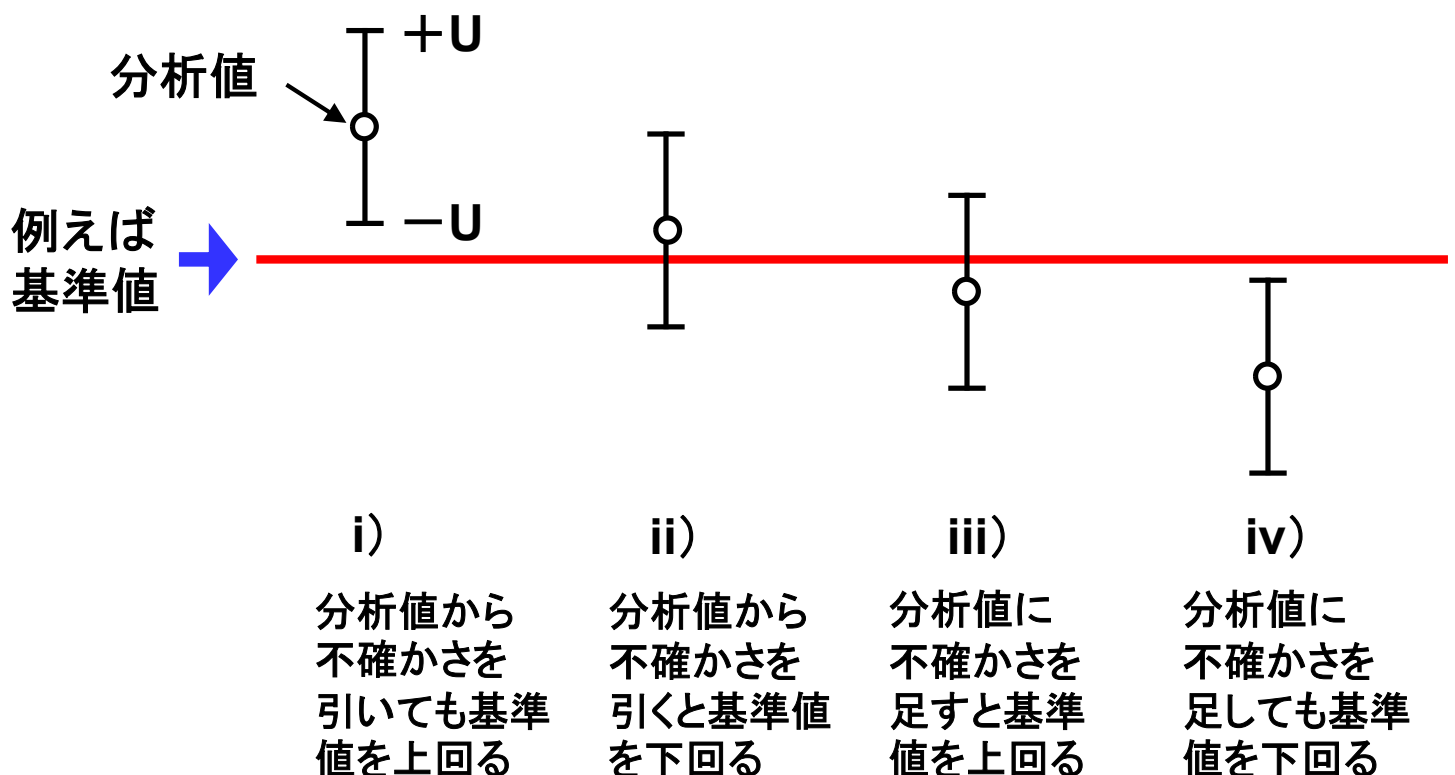
- 分析結果は $x \pm U$ (拡張不確かさ) の形で報告
(x : 分析値、 U : 拡張不確かさ)
($U = 2u$ 、 u : 標準不確かさ)

標準不確かさの2倍を「**拡張不確かさ**」とする

(参考) Guidelines on Measurement Uncertainty (CXG 54-2004)

18

測定の不確かさが論点となる例



(参考) Guidelines on Measurement Uncertainty (CXG 54-2004)

19

不確かさに関する議題

- 情報提供文書：測定の不確かさのガイドライン（議題5）

CXG 54の改定と合わせ、事例についての情報提供文書があると理解に役立つとの議論があり、作業が開始。

－ 原則論としては、

- 科学的に正確かつ利用者にとって分かりやすいものであるべき
- 分析者や分析値利用者にとって、なぜ不確かさが必要なかの適切な説明が記述されているべき
- あくまで情報提供文書であり、本文書に示された推定方法等がコーデックス委員会により推奨されたものであると誤解が生じないようにすべき

20

（参考）

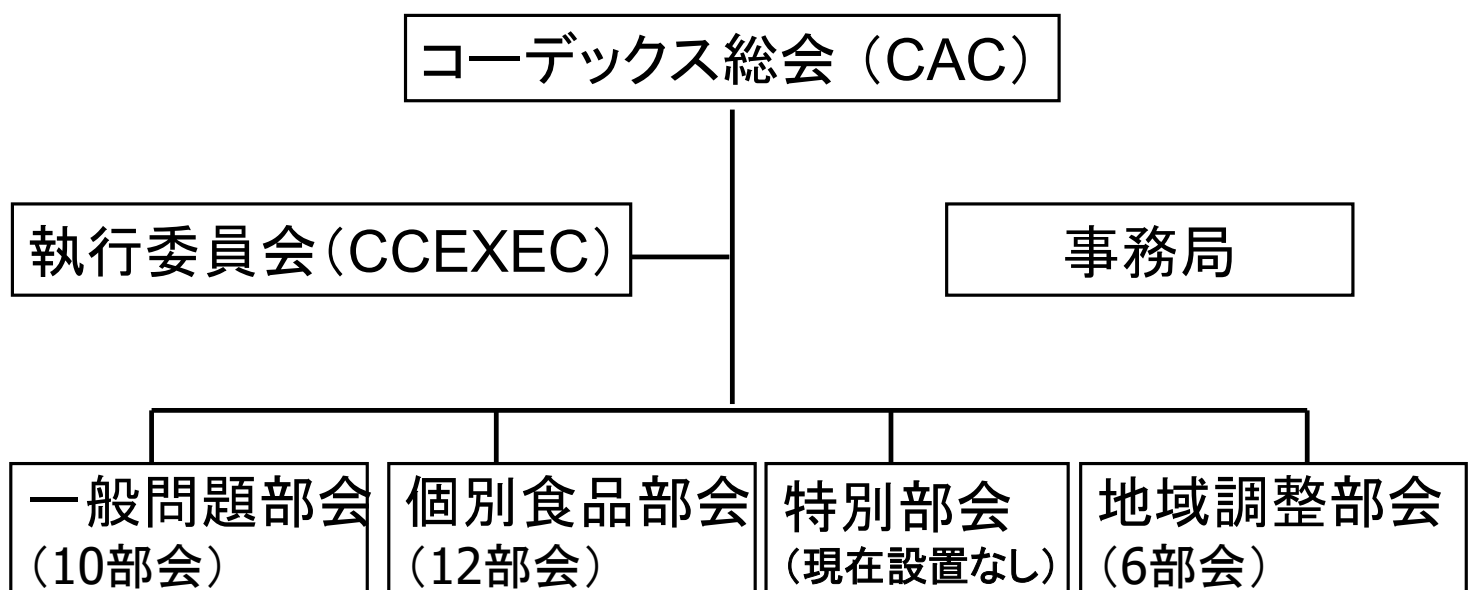
分析・サンプリング法部会について

「コーデックス委員会分析・サンプリング法部会」の略
Codex Committee on Method of Analysis and Sampling

- コーデックス委員会の一般問題部会の一つ
 - ①分析法及びサンプリング法に関する共通ガイドラインの策定
 - ②各部会から提出された分析法条項の承認等を担当
- 議長国：ハンガリー

22

コーデックス委員会の組織図



23

一般問題部会(10部会)

- 一般原則 (CCGP) (フランス)
- 食品添加物 (CCFA) (中国)
- 汚染物質 (CCCF) (オランダ)
- 食品衛生 (CCFH) (米国)
- 食品表示 (CCFL) (カナダ)
- 分析・サンプリング法 (CCMAS) (ハンガリー)
- 残留農薬 (CCPR) (中国)
- 食品残留動物用医薬品 (CCRVDF) (米国)
- 食品輸出入検査・認証制度 (CCFICS) (豪州)
- 栄養・特殊用途食品 (CCNFSDU) (ドイツ)

※ 括弧内は議長国

24

CCMASが策定した規格・ガイドライン等の例

コーデックス委員会における分析及びサンプリング法の規格設定に関する原則(手続きマニュアル)

- 推奨する分析・サンプリング法(CXS 234-1999)
- 分析用語に関するガイドライン(CXG 72-2009)
- サンプリングに関するガイドライン(CXG 50-2004)
- 食品の輸出入規制にかかわる試験所の能力評価に関するガイドライン(CXG 27-1997)
- 測定の不確かさの推定に関するガイドライン(CXG 54-2004)
- 分析(試験)結果をめぐる紛争解決に関するガイドライン(CXG 70-2009)
- 国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則(CXG 83-2013)

25

農林水産省のホームページ

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/index.html>

コーデックス委員会のホームページ

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/en/>

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 54 回残留農薬部会

日時：(本会合) 2023 年 6 月 26 日 (月) ～ 6 月 29 日 (木)
(報告書採択) 7 月 1 日 (土)
場所：北京 (議長国：中国)

仮議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO/WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2022 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会 (CCPR) で生じた特定の懸案に対する 2022 年 JMPR の回答
6	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
7	食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989) の改訂
7(a)	クラス B - 動物由来の一次食品 (ステップ 4) クラス E - 動物由来の加工食品 (ステップ 4)
7(b)	クラス B とクラス E に属する各種食品分類の代表食品の例に関する表 (ステップ 4)
7(c)	MRL 適用及び分析部位 (各種熱帯及び亜熱帯果物 (皮は非食用) 及び油糧作物)
7(d)	MRL 適用及び分析部位のガイドライン (CXG 41-1993) のレビュー
8	<u>CCPR と食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) における作業の調整</u> 農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する CCPR と CCRVDF の合同ワーキンググループ - 作業の状況

9	健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
10	各国の農薬登録の情報
11	JMPR による評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定
12	長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質 (CRM) の純度と安定性のモニタリング
13	CCPR と JMPR の手続強化
14	その他の事項
15	次回会合の日程及び開催地
16	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 54 回残留農薬部会 (CCPR) の主な検討課題

日時：2023年6月26日（月）～7月1日（土）
場所：北京（中国）

主要議題の検討内容

仮議題7 食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA 4-1989) の改訂

（概要）

「食品及び飼料のコーデックス分類」は、国際貿易される食品や飼料に関する農薬の最大残留基準値 (MRL) を統一的かつ正確に記述するために、コーデックス委員会がそれらの食品や飼料を分類したものである。個々の食品や飼料は、その形状や植物学的な特徴等に基づいて、どのくらい農薬が残留するかを考慮して分類されており、主としてグループごとに、MRLが適用される食品や飼料の部位、すなわちMRLに適合しているかどうかを判断するために分析する部位も定義されている。

この分類について、近年の国際貿易の実態を踏まえ、2006年から改訂作業が進められている。具体的には、各グループにおける新たなサブグループの設置や新規食品の追加のほか、MRLが適用される食品の部位（分析部位）の定義の確認等が行われている。

今次会合では、以下について、電子的作業部会 (EWG)（議長国：米国、共同議長国：オランダ）における検討結果を反映した改訂案が提示され、議論される予定である。

仮議題7a クラスB - 動物由来の一次食品（ステップ4）、クラスE - 動物由来の加工食品（ステップ4）

クラスBの提案には6つのタイプと18のグループが含まれ、両生類・は虫類と無脊椎動物のグループの新設がそれぞれ提案されている。また、より正確な記述のために、従来使用されてきた家禽類 (poultry) の用語に代わりに鳥類 (avian) の用語使用が提案されている。なお、食品群の説明文では食品の特徴や残留の傾向などの説明が記されるが、本クラスの説明文においては、食品安全や食品の公正な貿易と関係しない鯨類関係の文言が書かれており、CCPR53で我が国から削除意見を出したものの、その後のEWGで他国から反応がなく、存置されている。

クラスEの提案には4つのタイプと10のグループが含まれ、複数のグループをサブグループに分割すること（乾燥肉と魚製品）や新たな品目の追加が提案されている。

（対処方針）

クラスBの説明文における鯨類関係の文言について、可能な限り削除する方向で適宜対処したい。なお、その他は、概ね日本における現行の食品分類と整合させることが可能であり、原案通り採択されて差し支えない。

仮議題7b クラスBとクラスEに属する各種食品分類の代表食品の例に関する表（ステップ4）

仮議題7aと整合するように各グループ及びサブグループの代表食品の例が表形式で提案されている。

（対処方針）

仮議題7aと整合の取れる範囲で適宜対処したい。

仮議題7c MRL適用及び分析部位（各種熱帯及び亜熱帯果物（皮は非食用）及び油糧作物）

各種熱帯及び亜熱帯果物（皮は非食用）については、エクアドルから、非食用の皮を取り除いた上で分析すること等が提案されているが、豪州等が反対している。油糧作物については、豪州から、原則として殻を除かないとの変更を見直すべきことが提案されている。

（対処方針）

エクアドルの提案については、現状のコーデックスMRL（CXL）は、作物残留試験において、皮を含めて分析した値に基づいて設定されていることから、もし、皮を取り除いた上で分析するならば、すべてのCXLについて、皮を除いて分析した作物残留試験に基づいて設定し直す必要があり、さらに、この作業が完了するまでの間は農薬の種類ごとに分析部位が異なることになるため、混乱が予想される。さらに、検疫での分析で皮を除去することは、作業の追加となり、分析のスループットの低下が懸念される。したがって、本提案には反対の立場で対処したい。

豪州の提案については、小さな油糧種子は皮を除去しないという方針が維持される限り、支持して差し支えない。

仮議題7d MRL適用及び分析部位のガイドライン（CXG 41-1993）のレビュー

本ガイドラインの内容は、改訂作業中の「食品及び飼料のコーデックス分類」（CXA 4-1989）に包含されることとなるため、仮議題7cにより必要な改正が行われれば、廃止することが提案されている。

（対処方針）

仮議題7cと整合の取れる範囲で適宜対処したい。なお、本ガイドラインは廃止することとして差し支えない。

仮議題8 CCPRと食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）における作業の調整：農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同ワーキンググループ－作業の状況

（概要）

第44回総会（CAC、2021年）において、CCPRとCCRVDFによる合同EWGが設置され、農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する調和のとれたMRL設定に関連する手続及び技術的課題について検討している。

今次会合では、作業の状況や今後の取組について議論される予定である。特に、CCPR及びCCRVDFとFAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）やFAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）との連携、合同EWGへの支援の継続、調和のとれたMRL設定のための手続等に関する合同EWGからの5つの勧告について、承認するかどうか議論される予定である。

（対処方針）

合同EWGがCCPRとCCRVDFの間の横断的な課題に関する作業をさらに進め、可食動物組織のための単一/調和のとれたMRL設定を促進することが重要との立場で適宜対処したい。なお、合同EWGからの5つの勧告については、承認して差し支えない。

仮議題9 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポー

トがされていない化合物の管理

(概要)

第51回CCPR（2019年）において、MRLの定期的な再評価時に必要とされるデータを作成したり提出したりする者がいない場合についての議論を行った。

健康への懸念が特定されている農薬については、新たにリスク評価が行われたい限りCXLを削除することに合意した一方、健康への懸念が特定されていない農薬については、多くの発展途上国は、JMPRで評価されなくとも、どこかの国で農薬登録があれば、CXLを維持すべきとの意見を支持した。一方、我が国を含む先進国は、健康への懸念がないとの判断は25年以上前の評価に基づくものであれば時代遅れであり、現在の科学の水準からみて依然懸念がないとは言い切れないことから、CXLを4年間に限って維持し、その間にデータが提出されればJMPRでの評価を行い、提出されない場合にはCXLを取消すという、現行のルール（four-year ルール）を支持した。第52回及び第53回CCPRにおいても同様の議論により結論が出ず、EWG（議長国：チリ、共同議長国：豪州、インド、ケニア）を設置して今後の取扱いとデータ提出の支援の手続について検討が行われている。

今次会合では、EWGからの提案として、今後はfour-year ルールに沿って取扱うとともに会合毎にEWGを設置してサポートがされていない化合物の管理を行うこと、データ提出の支援のためCodex事務局を始め関係機関がどのような役割を果たすべきかといった点についてまとめた文書が提出されており、これについて議論される予定である。

(対処方針)

EWG提案のうち、一定期間ごとの再評価の実施と、再評価を行わなければCXLを削除すべきの方針については、手続の一貫性及び透明性を向上するものであり、支持する。一方、Codex事務局やJMPR事務局の業務の追加、FAOやWHOによる技術的サポートや、優先度付けEWGの作業の追加など、さまざまな提案がなされているが、それらが実行可能なのか、リソースをどの程度必要とするのかという点については十分に考察されていない。したがって、CCPRにおけるCXL設定が必要以上に煩雑になったり、業務が遅延したりすることがないように対処したい。また、輸出用農産物に当該農薬を使用しているためCXLの維持を望む国があれば、再評価時に必要とされるデータ提出等をサポートする者を探すプロセスを開始することとなるが、見つからない場合、どのように対処するのかについても取扱いを明確化するべく注意深い議論が必要である点に留意して適宜対処したい。

仮議題12 長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質 (CRM) の純度と安定性のモニタリング

(概要)

第51回CCPR（2019年）において、CRMが残留農薬の分析の際に適切性を判断する様々な目的で使用されている一方、分析値の品質を保証するために有効期限が設定されており、期限が切れたCRMは使用することができず、新たにCRMを入手するのは困難である（コストが高く、途上国では入手が困難。また、場合によっては入手自体ができない）こと、適切に保管されていれば、通常、有効期限を過ぎてもCRMの純度等に大きな変化がないことから、アルゼンチンとインドが期限切れのCRMの使用に関する討議文書を作成し、長期保存された標準物質（CRMを含む。）の有効活用に資する新規作業が提案された。本作業の継続と、そのためのEWGの設置が合意され、必要性、実行可能性及び適切性を検討するための討議文書のさらなる作成のため、(a) 有効期限が切れたCRMや複数の農薬を含む分析用標準溶液の純度や安定性のモニタリングに関する調和されたガイドライン及び分析の手続の作成、(b) 有効期限が切れたCRMや標準溶液を使用して認証された分析を行うための規準の作成を行い、その結果について第53回CCPRで議論された。我が国からは、第52回及び

第53回CCPRにおいて、本件は残留農薬だけでなく他の分野の分析の信頼性確保に関連するため分析・サンプリング法部会（CCMAS）でも検討すべきこと、CRMは有効期限などの条件の下で分析値が認証されているものでありこれが守られなければもはや分析値が認証されているとは言えない旨を主張している。結局、本件の取扱いについて結論は出しておらず、今次会合において再度、議論される予定である。

（対処方針）

新規作業は、長期保存された標準物質（CRMを含む。）の純度の安定性のモニタリングに関するガイダンスを作成するものであり、それ自体には反対しないが、これまで同様、残留農薬以外の分析との調和を図るため、CCMASに必要な応じて意見を聴くべきとの方針で対処したい。

仮議題13 CCPRとJMPRの手続強化

（概要）

近年、JMPRによる評価のキャパシティの制限により、新規農薬に対してCXLが設定されるのに時間を要しており、さらに直近ではCOVID-19の影響によりバーチャルミーティングとなったこと等によりJMPRのアウトプットが少なくなっている。今後、現在のシステムではJMPRが必要な評価を進められないことを踏まえたCropLife International(農薬業界団体)からの提案に基づき、第53回CCPRで議論が行われ、さらにEWG（議長国:米国、共同議長国:コスタリカ、フランス、ドイツ、ウガンダ）により検討が進められてきた。

今次会合では、EWGの検討結果を踏まえ、同検討結果をJMPRに送付して、JMPRとして手続を強化するための優先事項やCCPRの協力が必要な分野を次回会合までに報告してもらい、次回会合以降に手続強化や大規模な構造改革のためのロードマップ等を検討することが提案されており、これについて議論される予定である。

（対処方針）

CCPRの業務においてJMPRのキャパシティ不足が大きな問題であることは認識しているものの、JMPRのキャパシティを増やすには、それぞれの専門家の担当農薬を増やすか、専門家の数を増やすしかないのが現状である。しかしながら、JMPRの専門家がボランティアベースであること等を考慮すると、上記はいずれも困難であり、JMPRのアウトプットが増加することが期待しづらいと考えられる。したがって、JMPRの負担を増やさずにFAOやWHOが効率化を含め手続を見直すことは支持できるが、その結果として評価が不十分になることは避けなければならないとの認識の下、適宜対処したい。

第54回残留農薬部会（CCPR54）

2023/06/26～07/01
北京（中国）

Codex連絡協議会

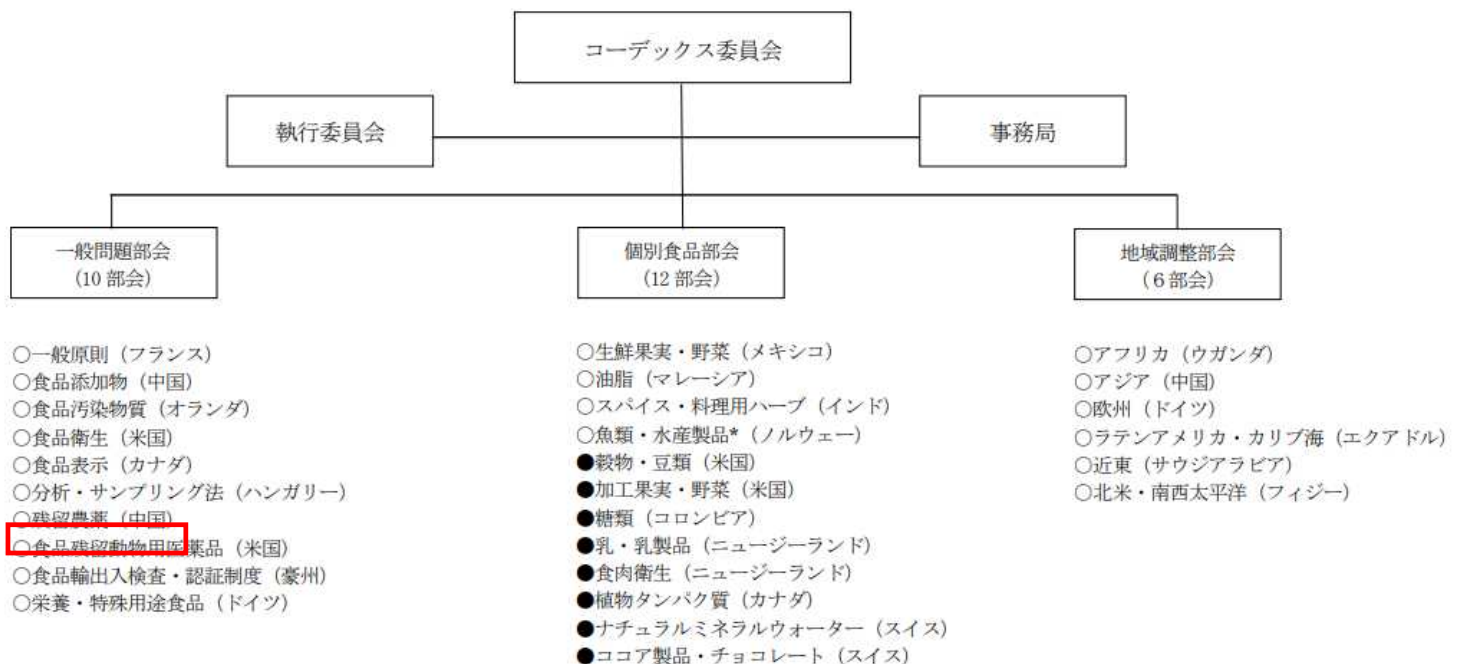
2023/05/30

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

農林水産省

コーデックス委員会の組織

2023年3月現在



注) 1. ●印の部会は、休会中。
2. *印の部会は、Working by Correspondence（対面での会合以外の方法での作業）。
3. () 内の国は、ホスト国名。
4. 執行委員会は、議長、3 副議長、6 地域調整国（アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米・南西太平洋）及び7 地域代表（アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米、南西太平洋）で構成。日本は、第 42 回総会（2019 年）及び第 44 回総会（2021 年）において、アジア地域代表に選出された（任期は 2023 年総会まで）。

- a. To establish maximum limits for pesticide residues in specific food items or in groups of food;
- b. To establish maximum limits for pesticide residues in certain animal feeding stuffs moving in international trade where this is justified for reasons of protection of human health;
- c. To prepare priority lists of pesticides for evaluation by the Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues (JMPR)
- d. To consider methods of sampling and analysis for the determination of pesticide residues in food and feed
- e. To consider other matters in relation to the safety of food and feed containing pesticide residues
- f. To establish maximum limits for environmental and industrial contaminants showing chemical or other similarity to pesticides, in specific food items or groups of food

3

CCPR54の仮議題（１）

- ・ 仮議題 1 議題の採択
- ・ 仮議題 2 報告者の選任
- ・ 仮議題 3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
- ・ 仮議題 4 (a) FAO/WHOからの関心事項
- ・ 仮議題 4 (b) その他国際機関からの関心事項
- ・ 仮議題 5 (a) 2022年JMPRにおける一般的検討事項の報告
- ・ 仮議題 5 (b) CCPRで生じた特定の懸案に対する2022年JMPRの回答
- ・ 仮議題 6 食品又は飼料中のMRL案（ステップ7）及び原案（ステップ4）
- ・ 仮議題 7 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂
 - ・ 仮議題 7 (a) クラスB - 動物由来の一次食品（ステップ4）
クラスE - 動物由来の加工食品（ステップ4）
 - ・ 仮議題 7 (b) クラスBとクラスEに属する各種食品分類の代表食品の例に関する表（ステップ4）
 - ・ 仮議題 7 (c) MRL適用及び分析部位（各種熱帯及び亜熱帯果物（皮は非食用）及び油糧作物）
 - ・ 仮議題 7 (d) MRL適用及び分析部位のガイドラインのレビュー

- ・ 仮議題 8 CCPRとCCRVDFにおける作業の調整
農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同ワーキンググループ - 作業の状況
- ・ 仮議題 9 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
- ・ 仮議題10 各国の農薬登録の情報
- ・ 仮議題11 JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定
- ・ 仮議題12 長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質(CRM)の純度と安定性のモニタリング
- ・ 仮議題13 CCPRとJMPRの手続強化
- ・ 仮議題14 その他の事項
- ・ 仮議題15 次回会合の日程及び開催地
- ・ 仮議題16 報告書の採択

仮議題 7 食品及び飼料のコーデックス分類の改訂

5

- ・ 国際貿易される食品や飼料に関するMRLを統一的かつ正確に記述するために、コーデックス委員会がそれらの食品や飼料を分類。
- ・ 個々の食品や飼料は、その形状や植物学的な特徴等に基づいて、どのくらい農薬が残留するかを考慮して分類。
- ・ 主としてグループごとに、MRLが適用される食品や飼料の部位、すなわちMRLに適合しているかどうかを判断するために分析する部位も定義。
- ・ 2006年から改訂作業が進められており、具体的には、各グループにおける新たなサブグループの設置や新規食品の追加のほか、MRLが適用される食品の部位（分析部位）の定義の確認等が行われている。

- クラスBについては、両生類・は虫類と無脊椎動物のグループの新設がそれぞれ提案。
- また、従来使用されてきた家禽類(poultry)の用語に代わりに鳥類(avian)の用語使用が提案。
- なお、食品群の説明文では食品の特徴や残留の傾向などの説明が記されるが、クラスBの説明文においては、食品安全や食品の公正な貿易と関係しない鯨類関係の文言が書かれており、CCPR53で我が国から削除意見を出したものの、その後のEWGで他国から反応がなく、存置されている。
- クラスEについては、複数のグループをサブグループに分割すること(乾燥肉と魚製品)や新たな品目の追加が提案。



- クラスBの説明文における鯨類関係の文言について、可能な限り削除する方向で適宜対処したい。

7

仮議題 7 (b) クラスBとクラスEに属する各種食品分類の
代表食品の例に関する表 (ステップ4)

- 仮議題7(a)と整合するように各グループ及びサブグループの代表食品の例が表形式で提案。



- 仮議題7(a)と整合の取れる範囲で適宜対処したい。

8

- 各種熱帯及び亜熱帯果物（皮は非食用）については、エクアドルから、非食用の皮を取り除いた上で分析すること等が提案されているが、豪州等が反対。
- 油糧作物については、豪州から、原則として殻を除かないとの変更を見直すべきことが提案。



- エクアドルの提案については、反対の立場で対処したい。
現状のコーデックスMRL（CXL）は、作物残留試験において、皮を含めて分析した値に基づいて設定。もし、皮を取り除いた上で分析するなら、すべてのCXLについて、皮を除いて分析した作物残留試験に基づいて設定し直す必要があり、さらに、この作業が完了するまでの間は農薬の種類ごとに分析部位が異なることになるため、混乱が予想される。さらに、検疫での分析で皮を除去することは、作業の追加となり、分析のスループットの低下が懸念される。
- 豪州の提案については、小さな油糧種子は皮を除去しないという方針が維持される限り、支持して差し支えない。

9

仮議題 7(d) MRL適用及び分析部位のガイドラインのレビュー

- 本ガイドラインの内容は、改訂作業中の「食品及び飼料のコーデックス分類」（CXA 4-1989）に包含されることとなるため、仮議題7(c)により必要な改正が行われれば、廃止することが提案。



- 仮議題7(c)と整合の取れる範囲で適宜対処したい。
- 本ガイドラインは廃止することとして差し支えない。

農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同ワーキンググループ - 作業の状況

- ・ 調和のとれたMRL設定に関連する手続及び技術的課題について検討。
- ・ CCPR及びCCRVDFとJECFAやJMPRとの連携、合同EWGへの支援の継続、調和のとれたMRL設定のための手続等に関する合同EWGからの5つの勧告について、承認するかどうか議論される予定。



- ・ 可食動物組織のための単一/調和のとれたMRL設定を促進することが重要との立場で適宜対処したい。
- ・ 合同EWGからの5つの勧告については、承認して差し支えない。

11

仮議題 9 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

- ・ コーデックスMRL (CXL) は15年ごとに再評価するルール。
- ・ 定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない場合、健康への懸念が特定されている農薬については、新たにリスク評価が行われない限り CXLを削除することに合意。
- ・ 健康への懸念が特定されていない農薬については、多くの発展途上国は、JMPRで評価されなくとも、どこかの国で農薬登録があれば、CXLを維持すべきとの意見を支持。
- ・ 先進国は、CXLを4年間に限って維持し、その間にデータが提出されればJMPRでの評価を行い、提出されない場合にはCXLを取消すという、現行のルール (four-year ルール) を支持。
- ・ 今後の取扱いとデータ提出の支援の手続について検討中。

- 今次会合では、
 - ① 今後はfour-year ルールに沿って取扱うとともに、
 - ② 会合毎にEWGを設置してサポートがされていない化合物の管理を行うこと、
 - ③ データ提出の支援のためCodex事務局を始め関係機関がどのような役割を果たすべきかといった点についてまとめた文書が提出。



- 一定期間ごとの再評価の実施と、再評価を行わなければCXLを削除すべきとの方針については支持。
- 他方、②や③の提案が実行可能か、リソースをどの程度必要とするのかという点については十分に考察されていない。
- CCPRにおけるCXL設定が必要以上に煩雑になったり、業務が遅延したりすることがないように対処したい。
- サポートする者が見つからない場合の取扱いの明確化に留意。

仮議題12 長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質(CRM)の純度と安定性のモニタリング

- 残留農薬を分析する際に使用するCRM等の標準物質は、分析値の品質を保証するために有効期限が設定されているが、
 - ① 非常に高価で、途上国では入手が困難であること
 - ② 適切に保管されていれば、通常、有効期限を過ぎても純度等に大きな変化がないことから、長期保存された標準物質の有効活用に資する新規作業が提案されているもの。
- 当該提案は前回会合でも議論され、我が国からは、分析・サンプリング法部会（CCMAS）でも検討すべきこと、CRMの有効期限が守られなければ、もはや分析値が認証されているとは言えない旨を主張。



- 新規作業は、長期保存された標準物質の純度の安定性のモニタリングに関するガイダンスを作成するものであり、それ自体には反対しないが、これまで同様、残留農薬以外の分析との調和を図るため、CCMASに必要な応じて意見を聴くべきとの方針で対処したい。

- 近年、JMPRによる評価のキャパシティの制限により、新規農薬に対してCXLが設定されるのに時間を要しており、さらに直近ではCOVID-19の影響によりJMPRのアウトプットが少なくなっている。
- 今次会合では、EWGの検討結果を踏まえ、同検討結果をJMPRに送付して、JMPRとして手續を強化するための優先事項やCCPRの協力が必要な分野を次回会合までに報告してもらい、次回会合以降に手續強化や大規模な構造改革のためのロードマップ等を検討することが提案。



- JMPRの負担を増やさずにFAOやWHOが効率化を含め手續を見直すことは支持できるが、その結果として評価が不十分になることは避けなければならないとの認識の下、適宜対処したい。